

ケニア産業財産機関 (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 KE. I
国内段階移行の願書様式	附属書 KE. II

略語のリスト

国内官庁：	ケニア産業財産機関
K P L：	ケニア産業財産法
K R：	ケニア産業財産法施行規則

指定（又は選択）官庁 KE	ケニア産業財産機関	概要 KE
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正したもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、国際出願の写しを送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明確に請求した場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ^{1,2}	通貨：ケニア・シリング (KES) 及び米国・ドル (USD) 特許： 国内処理手数料…………… KES 3,000 又は USD 150 第2年度の年金 ³ …………… KES 2,000 又は USD 300 実用新案： 国内処理手数料…………… KES 1,000 又は USD 50	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- この手数料は、手数料の支払者又はその代理で手数料を支払う者がケニアに居住しておらず、ケニアに業務上の本拠地も有していない場合、USD建で支払う。
- 年金の遅延支払は、一定の事情において割増料の支払を条件として認められる。

KE	ケニア産業財産機関 (続き)	KE
国内官庁の特別の要件 ⁴ (PCT規則51の2)	出願人がケニアに居住していない場合には、代理人の選任 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をとるために登録されている者。登録された代理人のリストは、国内官庁から入手できる。	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	「故意ではない」の基準に基づき認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	

⁴ PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

様式（附属書KE. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 KE. II 国内段階移行の願書様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ke.pdf